福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、地域の中小企業によるプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）の副業・兼業形態での活用を促進し、企業の課題解決を図るため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、当該人材の受入れ、当該人材への報酬、移動等に係る経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）プロ人材とは、新たな商品開発・サービス開発、その販路の開拓や製品・サービスの生産性向上等、具体的なプロジェクトや業務を通して企業の成長戦略の実現に不可欠な人材であって、福島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）とパートナーシップ協定を締結している大企業又はプロ人材拠点に登録しているプロ人材紹介会社の連携による仲介によって県内企業の業務に従事する者をいう。

（２）受入企業とは、福島県内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有し、プロ人材拠点を通して、副業・兼業としてプロ人材を活用する中小企業等をいう。

（３）中小企業等とは、別表に記載している者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）前条第２号に定める受入企業であること。

（２）以下の全てを満たすもの。

　　ア　雇用保険適用事業所の事業者であること。

イ　厚生労働省及び県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本補助金の交付申請を行う日の前日まで３年を経過していない事業者でないこと。また、本補助金の交付申請を行った日から本補助金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。

ウ　労働保険料を滞納している事業者でないこと。

エ　交付申請を行う日の前日から過去１年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。

オ　性風俗関連営業、接客を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

カ　税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書において滞納していないことが確認できる事業者であること。

　　キ　破産、清算、民事再生手続き又は会社更生手続き開始の申立てがなされていない事業者であること。

ク　審査に必要な書類等を整備保管し、国や県が行う検査に協力する事業者であること。

ケ　大企業（別表以外の企業をいう。）又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めていること」のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）でないこと。

コ　過去にプロ人材拠点を通して、副業・兼業プロ人材の活用をしたことのない事業者であること。

２　前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は補助対象としない。

（１）福島県暴力団排除条例（平成２３年福島県条例第５１号。以下暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例において使用する用語に同じ。）第２２条及び第２３条の規定に違反した事実がある者

（２）役員等（代表取締役及び一般役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当する者

（３）役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者

（４）暴力団又は暴力団員等がその経営又はその運営に実質的に関与している者

（５）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者

（６）役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（７）（１）から（６）に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の中小企業等がプロ人材を、プロ人材拠点を通して副業・兼業で活用した場合で、次のいずれにも該当するものとする。

（１）副業・兼業で活用する期間が５ヶ月以内であること

（２）当該人材が受入企業において、補助金の交付申請を行う日の前日から過去３年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことがある者でないこと。

（３）受入企業との間に資本関係を有する事業者に雇用されている者でないこと。

（４）新規学卒者でないこと。

（５）受入企業の業務を担う実務経験が通算して３年以上ある者であること。

２　前項の事業については、当該補助金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）が次条第１項に定める補助対象経費に対する補助金等を国や県等から受けていないこと、又は受ける予定がない場合に補助対象とする。

（補助対象経費等）

第５条　前条の事業における補助対象経費及び補助率、補助上限額については以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 事業開始予定日が属する年度において事業開始後５か月間に支払った、プロ人材の活用に係る登録人材ビジネス事業者への紹介手数料、プロ人材に事業者が支払う報酬、プロ人材が県内の用務地を実際に訪れて業務を行う場合の事業主が負担したプロ人材の移動に伴う交通費及び宿泊費。ただし、当該人材が日本国外から県内へ移動する場合、又は1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費は含めない）の実費負担が1万円未満の場合は補助対象外とする。なお、交通費は出発地（原則として自宅）から福島県内の目的地（県内の事業所等の所在地等）までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の借入費・燃料代等に要する経費は対象外とする。 |
| 補助率 | 補助対象経費の１０分の８以内 |
| 補助限度額 | プロ人材１人当たり５０万円 |
| 補助対象人数 | １事業者につき１人 |

２　この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税は補助対象経費としない。

（補助金の交付申請）

第６条　交付申請者は事業開始後、速やかに「福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付申請書（様式第１号）」及び次項に掲げる書類各１部を福島県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

ただし、添付書類のうち次項第６号に掲げる「プロ人材拠点を活用して副業・兼業プロ人材を確保したことを証する書面（様式４号、プロ人材拠点が作成する書面）」については、プロ人材拠点が作成し知事に提出するものとする。

２　交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

（１）補助事業の実施計画（様式第１号（別紙１））

（２）誓約書（様式第２号）

（３）暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第３号）および別紙

（４）履歴事項全部証明書（申請日から３か月以内に発行されたもので、複写でも可）

（５）税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書（申請日から３か月以内に発行されたもので、複写でも可）

（６）プロ人材拠点を活用して副業・兼業プロ人材を確保したことを証する書面

（様式４号、プロ人材拠点が作成する書面）

（７）プロ人材の業務委託等に係る契約書の写し

（８）人材紹介会社へ支払う紹介手数料、プロ人材へ支払う報酬及び移動費等の根拠となる資料

（見積書等）

（９）会社概要（概要がわかる会社案内、パンフレット等）

（10）補助金振込口座通帳の写し

（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる部分のみ）

（11）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　知事は交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を精査し、要件に適合すると認められるときは、交付決定するとともに「福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第５号）」により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第８条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、事業全体の補助事業に要する経費の２０パーセント以内の減額又は２０パーセント以内の経費間の増減とするものとする。

（変更の承認）

第９条　規則第６条第１項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、「福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金変更交付申請書（様式第６号）」及び添付書類各１部を提出するものとする。

２　知事は補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を精査し、要件に適合すると認められるときは、変更交付決定するとともに「福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第７号）」により交付申請者に通知するものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第１０条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（実績報告）

第１１条　交付申請者は、補助対象事業終了日から３０日を経過する日又は事業を実施する年度の２月末日のいずれか早い日までに、「福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金実績報告書（様式第８号）」及び次項に掲げる書類各１部を知事に提出するものとする。

２　実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

（１）プロ人材の業務日報等の写し

（２）人材紹介会社へ支払った紹介手数料の金額が確認できるものの写し（請求書及び領収証等）

（３）紹介手数料の金額の算出方法を確認できるものの写し

（４）プロ人材へ支払った報酬の金額が確認できるものの写し

（５）報酬の金額の算出方法を確認できるものの写し

（６）プロ人材へ支払った移動費・宿泊費の金額が確認できるものの写し

（７）移動費・宿泊費の金額の算出方法を確認できるものの写し

（８）その他知事が必要と認める書類

（補助金額の確定及び支払い）

第１２条　知事は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、要件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金額を確定し、福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金額確定通知書（様式第９号）により交付申請者に通知するものとする。

２　交付申請者は、前項の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付請求書（様式第１０号）を知事に提出するものとする。

３　知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに当該補助金を交付申請者に支払うものとする。

（補助金の返還）

第１３条　知事は、補助金の交付を受けた事業者（以下、「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、期間を定めて、当該補助金全額の返還を命ずることができるものとする。

（１）法令、福島県条例及び規則、本要綱に違反したとき。

（２）当該補助金の申請内容に虚偽があったとき。

（３）その他、知事の指示及び命令に従わなかったとき。

２　前項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理等）

第１４条　補助事業者は補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

２　補助事業者は、前項の証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（中小企業等）

１　中小企業

　　下記の区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数（※）」のいずれかを満たす会社及び個人をいう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | ３億円以下 | ３００人以下 |
|  | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円以下 | ９００人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | １００人以下 |
| サービス業（下記の３業種を除く） | ５，０００万円以下 | １００人以下 |
|  | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 旅館業 | ５，０００万円以下 | ２００人以下 |
| 小売業 | ５，０００万円以下 | ５０人以下 |

２　中堅企業

　　常時使用する従業員の数が２，０００人以下の会社及び個人（中小企業を除く。）をいう。

※「常時使用する従業員数」には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含めない。ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時であっても、解雇予告を必要とする人員は従業員に含める。

様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

福 島 県 知 事

所在地

名　称

代表者

福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付申請書

　福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付要綱第６条の規定による補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助対象経費及び補助金交付申請額

　　　補助事業に要する交通費等　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　補助金交付申請額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　添付書類（※添付した書類は、□にレでチェックしてください。）

　　□補助事業の実施計画（様式第１号（別紙１））

　　□誓約書（様式第２号）

　　□暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第３号）

　　□履歴事項全部証明書（申請日から３か月以内に発行されたもの　複写でも可）

　　□税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書（申請日から３か月以内に発行されたもの　複写でも可）

　　□プロ人材拠点を通して副業・兼業プロ人材を確保したことを証する書面

（様式４号、プロ人材拠点が作成する書面）

　　□プロ人材の業務委託等に係る契約書の写し

□人材紹介会社へ支払う紹介手数料、プロ人材へ支払う報酬及び移動費等の根拠となる資料

（見積書等）

□会社概要（概要がわかる会社案内、パンフレット等）

　　□補助金振込口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる部分のみ）

　３　補助事業に関する連絡担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 担当者所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |

（注）本様式は、日本産業規格Ａ４判で作成してください。

様式第１号（別紙１）

補助事業の実施計画

１　業務従事者（副業・兼業プロ人材）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（ふりがな） | 　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　） |
| 住所 |  |
| 生年月日／年齢 | 　　　　　　年　　　月　　　日　／　　　　歳 |
| 現在の勤務先・職名 | （住所）（勤務先）（職名） |
| 職務経歴等 |  |
| 従事期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日（　　か月） |
| プロジェクト内容又は業務内容 |  |
| プロ人材として評価した経験・内容 |  |
| 福島県における業務場所（住所） |  |
| 福島県に移動して業務を行う回数及び交通費等（補助対象のみ） | ・１か月　　　　　回（業務期間中　　　　回）・１回当たりの往復交通費　　　　　　　　　　　　　　　円・宿泊した場合の１回当たりの宿泊費　　　　　　　　　　円 |

※当該人材が日本国外から県内へ移動する場合、又は1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費は含めない）の実費負担が1万円未満の場合は補助対象外とする。なお、交通費は出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地（事業所等の所在場所等）までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の借入費・燃料代等に要する経費は対象外とする。

※補助対象となる契約期間の上限は５か月間とし、契約期間が事業開始予定日の属する年度の２月末を越える場合、３月以降に発生する経費は補助対象外とする。

２　補助事業要件確認（該当する□を■にしてください。）

|  |
| --- |
| * 副業・兼業で活用する期間が５か月以内であること
* 当事業による補助対象経費について、国や県等から同種の他の補助金等を受けておらず、また、受ける予定がない。
* 補助対象のプロ人材は、当該交付申請を行う日の前日から過去３年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものでない。
* 受入企業との間に資本関係を有する事業者に雇用されている者でないこと。

□　　過去にプロ拠点を通して、副業・兼業プロ人材を活用したことがない事業者であること。* 新規学卒者でない。
* 受入企業の中核となる業務を担う実務経験が通算して３年以上ある者である。
 |

（注）原則、全て該当することが必要です。

３　補助事業に係る収支予算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　円）

|  |  |
| --- | --- |
| 支　　出 | 収　　入 |
| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
| 紹介手数料 |  | 自己資金 |  |
| 報酬 |  | 補助金 |  |
| 交通費・宿泊費　 |  |  |  |
|  |  |
| 合　計 |  | 合　計 |  |

1. 支出と収入の合計は一致するものであること。
2. 補助金額は、補助対象経費の１０分の８以内（５０万円が補助上限額）で、算出された額に

１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

４　交通費等の内訳（補助対象のみ）

|  |
| --- |
| 計　　　　画 |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 合　計 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |

（記入例）宿泊を伴う場合　旅行日　〇日～△日（□泊◇日）

様式第２号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　福 島 県 知 事

住　　所

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

誓約書

　福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

１　福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付要綱を誠実に遵守すること。

２　雇用保険適用事業所の事業者であること。

３　厚生労働省及び福島県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本補助金の交付申請を行う日の前日まで３年を経過していない事業者でないこと。

また、本補助金の交付申請を行った日から本補助金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。

４　労働保険料を滞納している事業者でないこと。

５　交付申請を行う日の前日から過去１年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。

６　性風俗関連営業、接客を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

７　税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書において滞納していないことが確認できる事業者であること。

８　破産、清算、民事再生手続き又は会社更生手続き開始の申立てがなされていない事業者であること。

９　審査に必要な書類等を整備保管し、国や県が行う検査に協力すること。

10　大企業又はみなし大企業に該当しない事業者であること。

11　過去にプロ人材拠点を通して、副業・兼業プロ人材の活用をしたことのない事業者であること

様式第３号（第６条関係）

**暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書**

　福 島 県 知 事

１　私は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

 (1)　役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。

 (2)　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること。

 (3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

 (4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。

 (5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

２　私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

 (1)　暴力的な要求行為

 (2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

 (3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

 (4)　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて県の信用を毀損し、または県の業務を妨害する行為

３　私は、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は県から請求があり次第、県に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

４　上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日　　　　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は

個人事業主の氏名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
|  | 様式第３号　別紙（第６条関係） |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 事業者名 | 　 |  |
|  | **役　員　一　覧** |
|  |  |  |  |  |
|  | 役職名 | （フリガナ） | 住　　所 | 生年月日 |
|  | 氏　　名 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
|  |  |  |  |  |
|  | ※この情報は、第６条第２項の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基 づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。 |
|  | ※個人事業主の場合、申請者について記載してください。 |

様式第４号（第６条関係）

　年　　月　　日

福島県経営金融課長

　福島県プロフェッショナル人材戦略拠点長

プロ人材拠点を活用して副業・兼業プロ人材を確保したことを証する書面について

このことについて、　　　　　から当該事業についてプロ人材拠点を通して、副業・兼業プロ人材を確保したことを証します。

担当：福島県プロフェッショナル人材戦略拠点

　○○　○○

電話：024-525-4091

様式第５号（第７条関係）

　年　　月　　日

　　様

福 島 県 知 事

福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金について、交付申請書の内容を審査した結果、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　円

様式第６号（第９条関係）

　　年　　月　　日

福 島 県 知 事

所在地

名　称

代表者

福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金変更交付申請書

　福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付要綱第９条の規定による補助金の変更交付の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　変更後の補助対象経費及び補助金交付申請額

　　　補助事業に要する交通費等　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　補助金交付申請額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　添付書類（※添付した書類は、□にレでチェックしてください。）

　　□補助事業の実施計画（様式第６号（別紙１））

３　変更する内容及び変更理由

４　補助事業に関する連絡担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 担当者所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |

（注）本様式は、日本産業規格Ａ４判で作成してください。

様式第６号（別紙１）

補助事業の実施計画

１　業務従事者（副業・兼業プロ人材）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（ふりがな） | 　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　） |
| 住所 |  |
| 生年月日／年齢 | 　　　　　　年　　　月　　　日　／　　　　歳 |
| 現在の勤務先・職名 | （住所）（勤務先）（職名） |
| 職務経歴等 |  |
| 従事期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日（　　か月） |
| プロジェクト内容又は業務内容 |  |
| プロ人材として評価した経験・内容  |  |
| 福島県における業務場所（住所） |  |
| 福島県に移動して業務を行う回数及び交通費等（補助対象のみ） | ・１か月　　　　　回（業務期間中　　　　回）・１回当たりの往復交通費　　　　　　　　　　　　　　　円・宿泊した場合の１回当たりの宿泊費　　　　　　　　　　円 |

※当該人材が日本国外から県内へ移動する場合、又は1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費は含めない）の実費負担が1万円未満の場合は補助対象外とする。なお、交通費は出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地（事業所等の所在場所等）までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の借入費・燃料代等に要する経費は対象外とする。

※補助対象となる契約期間の上限は５か月間とし、契約期間が事業開始予定日の属する年度の２月末を越える場合、３月以降に発生する経費は補助対象外とする。

２　補助事業に係る収支予算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　円）

|  |  |
| --- | --- |
| 支　　出 | 収　　入 |
| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
| 紹介手数料 |  | 自己資金 |  |
| 報酬 |  | 補助金 |  |
| 交通費・宿泊費　 |  |  |  |
|  |  |
| 合　計 |  | 合　計 |  |

1. 支出と収入の合計は一致するものであること。
2. 補助金額は、補助対象経費の１０分の８以内（５０万円が補助上限額）で、算出された額に

１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

３　交通費等の内訳（補助対象のみ）

|  |
| --- |
| 計　　　　画 |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 合　計 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |

（記入例）宿泊を伴う場合　旅行日　〇日～△日（□泊◇日）

様式第７号（第９条関係）

　年　　月　　日

　　様

福 島 県 知 事

福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金変更交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで変更申請のあった福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金について、変更交付申請書の内容を審査した結果、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

１　変更後の交付決定額　　　金　　　　　円

様式第８号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

福 島 県 知 事

所在地

名　称

代表者

福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金実績報告書

　福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付要綱第１１条の規定による実績報告書を下記のとおり提出します。

記

１　補助対象経費

　　　補助事業に要した交通費等　金　　　　　　　　円

２　添付書類（※添付した書類は□にレでチェックしてください。）

　　□プロ人材の業務日報等の写し

□人材紹介会社へ支払った紹介手数料の金額が確認できるものの写し（請求書及び領収証等）

□紹介手数料の金額の算出方法を確認できるものの写し

□プロ人材へ支払った報酬の金額が確認できるものの写し

□報酬の金額の算出方法を確認できるものの写し

□プロ人材へ支払った移動費・宿泊費の金額が確認できるものの写し

□移動費・宿泊費の金額の算出方法を確認できるものの写し

３　補助金申請額計算表

　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 補助対象経費 |
| １．人材紹介手数料 | 　　　　 |
| ２．プロ人材への報酬 |  |
| ３．移動費・宿泊費 |  |
| 補助対象経費合計 |  |
| （１）補助対象経費合計の１０分の８の金額（千円未満は切り捨て） |  |
| （２）交付決定通知書記載の補助金の額（計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額） |  |
| （３）交付を受ける補助金額（精算額）（（１）または（２）のいずれか低い額） |  |

４　移動費・宿泊費の内訳（補助対象のみ）

|  |
| --- |
| 計　　　　画 |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 月 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |
| 旅行日 |  |
| 合　計 | 往復交通費 | 回 | 円 |
| 宿泊費 | 回 | 円 |

（記入例）宿泊を伴う場合　旅行日　〇日～△日（□泊◇日）

様式第９号（第１２条関係）

　年　　月　　日

　　　　　　様

福 島 県 知 事

福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付決定及び

補助金額確定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金について、実績報告書の内容を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　円

様式第１０号（第１２条関係）

　年　　月　　日

　福 島 県 知 事

住　　　　　　所

企業・団体名

代表者役職・氏名

福島県副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業補助金交付請求書

　　　　年　月　日付け　　第　　　号で交付決定のあったこのことについて、下記により

　金　　　　　　　　円を交付してくださるよう請求いたします。

記

補助金の振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関 |  |
| 支　　店 |  |
| 口座種類 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |
|  |  |

担 当 者：

電話番号：